

長崎外国語大学 内部質保証に関する規程

2020年12月1日 制定

(目的)

第1条 この規程は、長崎外国語大学（以下「本学」という。）内部質保証に関する基本方針に基づき、本学における内部質保証システム（内部質保証体制及び手続き等）を構築することによって、本学の教育研究に係る適切な水準の維持及びその充実に資することを目的とする。

(定義)

第2条 「内部質保証」とは、「自己点検・評価活動」を実質化し、PDCA サイクル等の方法を適切に機能させることによって、質の向上を図り、大学の社会的役割である教育、研究及び社会貢献に係わる諸活動並びに大学運営全般の質が社会的期待及び本学の目的・目標から見て一定水準に達していることを自らの責任で証明・説明すること」をいう。

2 「自己点検・評価」とは、教育研究水準の向上を図り大学が目指す理念・目標を達成するため、学校教育法第109条並びに長崎外国語大学学則第3条の規定に基づき、本学の教育及び研究、組織及び運営並びに施設及び設備の状況について自ら点検及び評価を行うことをいう。

3 この規程において「学内各組織」とは、次に掲げるものをいう。

- (1) 学院宗教部・大学宗教委員会
- (2) 外国語学部
- (3) 現代英語学科
- (4) 国際コミュニケーション学科
- (5) 入試広報部・アドミッションズオフィス
- (6) 教育支援部
- (7) 教員SD（FD）推進委員会
- (8) 学生支援部
- (9) キャリアセンター
- (10) 学修支援センター
- (11) 国際交流センター
- (12) 教育研究メディアセンター
- (13) 社会連携センター
- (14) 新長崎学研究センター
- (15) 法人総務課・大学総務課
- (16) 法人財務課・大学経理課
- (17) 法人管財課
- (18) IR 課・研究支援課
- (19) アンペロス寮運営会議

(内部質保証推進協議会)

第3条 第1条に規定する目的を達成するため、学長の下に内部質保証推進協議会（以下「推進協議会」とい

う。)を置く。

(推進協議会の組織)

第4条 推進協議会は、次に掲げる委員をもって組織し、学長がこれを委嘱する。

- (1) 学長が指名した副学長 1名
- (2) 外国語学部長
- (3) 教育支援部長
- (4) 大学事務長
- (5) 専任の教育職員又は事務職員で学長が指名した者 若干名
- (6) 学長が理事長と協議の上指名した者 1名

2 推進協議会の長(以下「議長」という。)は、前項第1号に規定する者をもってこれに充てる。

3 推進協議会は、議長が招集する。ただし、議長に事故のあるときは、議長があらかじめ指名した構成員がその職務を代理する。

4 学長は、推進協議会に出席し、意見を述べることができる。

5 議長が必要と認めるときは、推進協議会に委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

6 構成員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、構成員に欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(推進協議会の審議事項)

第5条 推進協議会は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 内部質保証に関すること。
- (2) 自己点検・評価の基本方針に関すること。
- (3) 自己点検・評価結果の点検及び評価に関すること。
- (4) 自己点検・評価結果に基づく改善に関すること。
- (5) 自己点検・評価結果等の公表等に関すること。
- (6) 外部評価、認証評価に関すること
- (7) その他自己点検・評価に係る重要事項に関すること。

(自己点検・評価委員会)

第6条 第1条に規定する目的を達成するため、内部質保証システムの重要なプロセスとして自己点検・評価を実施し、その結果を取りまとめることを目的として、学長の下に自己点検・評価委員会(以下「評価委員会」という。)を置く。

(評価委員会の組織)

第7条 評価委員会は、次に掲げる委員をもって組織し、学長がこれを委嘱する。

- (1) 外国語学部長
- (2) 教育支援部長
- (3) 学生支援部長
- (4) 入試広報部長

- (5) センター長から学長が指名した者 1名
 - (6) 大学事務長
 - (7) 専任の教育職員又は事務職員で学長が指名した者 1名
 - (8) 学長が理事長と協議の上指名した者 1名
- 2 委員長は、前項第1号に規定する者をもってこれに充てる。
 - 3 評価委員会は、委員長が招集し、その議長となる。ただし、委員長に事故のあるときは、委員長があらかじめ指名した委員がその職務を代理する。
 - 4 学長は、評価委員会に出席し、意見を述べることができる。
 - 5 委員長が必要と認めるときは、評価委員会に委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(専門委員会)

第8条 大学評価委員会は、特定の課題等に対応するため、必要と認めるときは、評価委員会の下に専門委員会を置くことができる。

- 2 専門委員会の委員は、学長がこれを委嘱する。
- 3 専門委員会に関する事項は、別に定める。

(評価委員会の審議事項)

第9条 評価委員会は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 自己点検・評価の項目に関すること。
- (2) 自己点検・評価の実施体制に関すること。
- (3) 自己点検・評価結果の取りまとめに関すること。
- (4) その他自己点検・評価の実施に関すること。

(学長の責務)

第10条 学長は、自己点検・評価の実施及び取りまとめ、改善事項の指示及び改善結果の確認、公表等、本学の内部質保証システム運営の最高責任者として、全学的な立場から内部質保証の推進に責任を負う。

(自己点検・評価の実施)

第11条 推進協議会は、学長の指示により自己点検・評価に係る基本方針を策定し、評価委員会に対して基本方針に基づく自己点検・評価の実施を指示するものとする。

- 2 評価委員会は、前項で策定された推進協議会の基本方針に基づき、評価項目及び実施計画等の細目を決定し、学内各組織に自己点検・評価の実施を指示するものとする。

(学内各組織による自己点検・評価の実施)

第12条 学内各組織は、前条第2項に規定する指示に基づいて自己点検・評価を実施の上、その結果に基づき、自己点検・評価報告書を作成し、評価委員会に提出するものとする。

- 2 学内各組織は、各組織の長の下で自己点検・評価を実施するものとする。
- 3 学内各組織は、前条第2項に規定する評価項目以外に当該組織固有の評価項目を策定し、自己点検・評価を実施することができる。

(小委員会)

第13条 学内各組織においては、それぞれ当該組織名を冠した自己点検・評価小委員会（以下「小委員会」という。）を設ける。

2 小委員会の委員長は、当該組織の長をもってこれに充てる。

(教学 IR 委員会)

第14条 教学 IR 委員会は、入学試験結果、学生の単位取得状況、学習行動、学習成果、教育効果、学生リテンション率等に関する教学情報・データの収集と分析を行い、その結果を関係する学内各組織の自己点検・評価小委員会及び自己点検・評価委員会に報告するものとする。

(自己点検・評価結果の報告)

第15条 評価委員会は、各小委員会から提出された自己点検・評価結果を取りまとめ、長崎外国語大学自己点検・評価報告書を作成し、改善を要する事項を付した上で推進協議会に報告しなければならない。

2 推進協議会は、前項に規定する報告を受けたときは、内部質保証の方針に基づいた内容であるかを検証し、改善を要する事項については改善策についての意見を添えて、学長に報告しなければならない。

3 認証評価機関及び文部科学省等の行政機関から指摘された事項については、必ず改善を要する事項としなければならない。

(改善指示)

第16条 学長は、前条第2項に規定する報告を受け、改善が必要であると判断した場合は、推進協議会に対し、改善を行いその状況を報告するよう、指示するものとする。

2 推進協議会は、前項に規定する指示を受けたときは、改善を行いその状況を報告するよう、学内各組織に対して指示するものとする。

(改善活動及びその報告)

第17条 学内各組織は、前条第2項に規定する指示を受けたときは、当該事項について改善を行い、その結果を推進協議会に報告するものとする。

2 推進協議会は、学内各組織から前項に規定する報告を受けたときは、改善結果とともに、学長の指示に基づいた改善活動が行われたかを検証の上、当該年度の自己点検・評価及び改善の結果の総括並びに関係報告書等の公表についての意見を添えて、学長に対し報告を行うものとする。

3 学内各組織は、自己点検・評価の結果に基づいて、改善する事項については計画的かつ継続的に取り組み、教育研究の質の向上に努めなければならない。

(情報の共有と公表)

第18条 学長は、前条第2項に規定する報告を受けたときは、長崎外国語大学自己点検・評価報告書及び公表が必要であると判断した情報を速やかに学内で共有するとともに学外に公表しなければならない。

2 学長は、内部質保証に係る情報を積極的に学外に公表し、教育研究活動等の改善・向上の状況についてその透明性を担保するものとする。

(外部評価)

第19条 長崎外国語大学自己点検・評価報告書については、学外者による評価（以下「外部評価」という。）を受けるものとする。

2 外部評価に係る詳細については、別に定める。

(その他)

第20条 法人の業務に係わる内部質保証に関しては、この規程の規定により難しい場合、理事長と学長が協議の上、決定する。

(事務)

第21条 内部質保証に関する事務は、法人及び大学の総務課において処理する。

2 第12条に定める小委員会に関する事務は、当該学内各組織に対応する事務部署において処理する。

(改廃)

第22条 この規程の改廃は、理事長と協議の上、大学協議会の議を経て、学長が行う。

附則

1 この規程は、2020（令和2）年12月1日から施行する。

2 長崎外国語大学自己点検・評価規程（平成27年）及び長崎外国語大学自己点検・評価運営会議規程（平成27年）は、廃止する。